

阿武町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年3月9日

阿武町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

阿武町は平地と中山間地域が混在しており、ほ場整備実施面積は471.9 haで管内農地のおよそ6割を占めている。しかし、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足の影響で、ほ場整備田においても、耕作放棄地の増加が危惧されている。

それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域では、水稻や果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作、大豆、麦、飼料用米、酒造好適米、施設野菜等の作付けが盛んなことから、集団化、組織化による効率的な農業を行う必要がある。

現在、農地所有適格法人が7団体設立されており持続可能な経営体として、地域の特性を活かした生産組織づくりに努めます。

担い手対策としては、UJIターン等による新規就農者に加え、地元の高등학교や県立農業大学校との連携を緊密にし、担い手の育成を促進するとともに、受け入れ体制や営農指導体制の充実を図る。併せて農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、阿武町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3

年ごとに検証・見直しを行くこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/(A+B))
現 状 (平成 28 年 3 月)	797ha	14ha	1.73%
3 年後の目標 (平成 31 年 3 月)	797ha	8.2ha	1.01%
目 標 (平成 35 年 3 月)	797ha	0 ha	0 %

注：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和 27 年法第 229 号第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速

化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成 28 年 3 月)	797ha	401ha	50.3%
3 年後の目標 (平成 31 年 3 月)	797ha	411ha	51.6%
目 標 (平成 35 年 3 月)	797ha	638ha	80.0%

注：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は 80%を目標としている。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、 主業農家 数)	担い手			
		認定農業 者	認定新規就 農者	基本構想水 準到達者	特定農業団 体その他の 集落営農組 織
現 状 (平成 28 年 3 月)	388 戸 (35 戸)	14 経営体	0 経営体	0 経営体	1 団体
3 年後の目標 (平成 31 年 3 月)	383 戸 (33 戸)	16 経営体	0 経営体	0 経営体	1 団体
目 標 (平成 35 年 3 月)	378 戸 (31 戸)	18 経営体	1 経営体	0 経営体	1 団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「人・農地プラン」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2015 年農林業センサスの数値である。

注3：目標数値は、町担当部局と調整の上、設定した。

（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

○ 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

○ 農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を

経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成 28 年 3 月）	1 人 （ 0.7ha）	1 法人 （ 2ha）
3 年後の目標 （平成 31 年 3 月）	2 人 （ 1.4ha）	2 法人 （ 4ha）
目 標 （平成 35 年 3 月）	3 人 （ 2.1ha）	3 法人 （ 6 ha）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○ 山口県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

○ 町、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

○ 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○ 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について農地の下限面積に別段の面積を設定することを検討し、新規就農等を促進する。

○ 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。